

【フランス】公衆衛生上の緊急事態の終結を組織する法律の制定

主幹 海外立法情報調査室 三輪 和宏

* 2020年7月9日に、新型コロナウイルス感染症の流行に対処する公衆衛生上の緊急事態を終結させた後に、感染症流行の終息に向けた中間的な移行期間を定めて、人と車両の移動の制限等を行うことができる権限を首相に与える法律が制定された。

1 背景と経緯

フランスは、新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、2020年3月24日から公衆衛生上の緊急事態（以下「緊急事態」）¹の下に置かれてきた。緊急事態は、当初、同年5月24日までとされていたが²、1回延長され、同年7月10日までとなった³。同年5月から6月にかけて、小・中学校が順次再開し、飲食店の営業も認められ、生活は徐々に元の状態に戻りつつあった。また、新規感染者数も大半の地域で、落ち着きを見せていた⁴。このような状況下で、緊急事態の更なる延長は、経済活動を停滞させるというマイナスの影響が大きく、延長には慎重であるべきという声が経済界を中心に見られていた。

このため、政府は、緊急事態を終結させるとともに、他方で、新型コロナウイルス感染症の広がりを抑制する政策を一部継続する中間的な移行期間を設けるという考え方で、緊急事態後の新しい公衆衛生の体制を準備することになった。政府は関連法律案を起草し、2020年6月10日にフランス議会の下院に提出した。両院の審議過程での修正を経て、同年7月2日に法律案は両院で可決され、同月9日に大統領審署を経て「公衆衛生上の緊急事態の終結を組織する法律第2020-856号」⁵が制定された。公布は翌10日であった。

2 主な内容

同法は、全5か条から成る。新型コロナウイルス感染症の広がりを抑制する政策は、主として第1条で規定され、他は、海外領土に関する規定等である。

(1) 首相が講じることのできる措置（第1条I）

第1条Iでは、2020年7月11日から同年10月30日までの間、首相は、公衆衛生の観点から、新型コロナウイルス感染症の流行に対処する目的のために、保健担当大臣の報告に基づき

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2020年10月13日である。

¹ État d'urgence sanitaire. 特に感染症の流行によって、市民の健康が危険にさらされ、大きな被害が発生している状況の下で、それに対処するために例外的な措置をとることを認めるもの。

² Loi n° 2020-290 du 23 mars 2020 d'urgence pour faire face à l'épidémie de covid-19. <https://www.legifrance.gouv.fr/download/pdf?id=KY9SZZfQdcIRn_N8KclgxuN7Pce5JP_lubW2AuK1CjU=>; 三輪和宏「【フランス】新型コロナウイルス感染症の流行に対処する緊急法の制定」『外国の立法』No.284-1, 2020.7, pp.6-11. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11512839_po_02840103.pdf?contentNo=1&alternativeNo=>

³ Loi n° 2020-546 du 11 mai 2020 prorogeant l'état d'urgence sanitaire et complétant ses dispositions. <https://www.legifrance.gouv.fr/download/pdf?id=569A8sHo0LGB4Q_yRl2Squy1fmt64dDetDQxhvJZNM=>

⁴ Stanislas de Livonnière et Fabien Casaleggio, "Nouveaux cas de Covid-19 : quels départements sont les plus concernés?" *Le Parisien*, 2020.8.20. <[https://www.leparisien.fr/societe/nouveaux-cas-de-covid-19-quels-departements-sont-les-pl-us-concernes-18-08-2020-8369667.php>](https://www.leparisien.fr/societe/nouveaux-cas-de-covid-19-quels-departements-sont-les-plus-concernes-18-08-2020-8369667.php>)

⁵ Loi n° 2020-856 du 9 juillet 2020 organisant la sortie de l'état d'urgence sanitaire. <<https://www.legifrance.gouv.fr/download/pdf?id=v1XqPPNGymFsz9hl4QzR8e-nam6aCtsgM2LdqywZyGE=>>

発するデクレ (政令) によって、次の4項目の措置をとることができるとしている。緊急事態 (同年3月24日～同年7月10日) の下では、首相は、10項目の措置をとることができることと定められていたこと⁶に比べ、項目数が絞られている。また、緊急事態の下では、全国一律に措置がとられることが原則であったが、同法に基づく措置は、新型コロナウイルス感染症の流行の観点から必要性が高いと判断される地域に限定して適用することを想定している。

(i) 移動の制限 (第1条 I 1°)

人と車両の移動の制限。新型コロナウイルスの強い感染が観察される国土の特定地域においては、人と車両の移動の禁止。

公共交通機関へのアクセス及びその利用条件に関する制限。特に、航空及び海上交通機関の場合には、人の移動及び運航の禁止又は制限。

(ii) 施設・集会場に関する制限 (第1条 I 2°)

公衆を受け入れる特定の種類の施設及び集会場に対する公衆の受入れの制限 (立入り及び集会等への参加の条件の制限を含む。)。また、その性質上ウイルスの拡散を防止する手段をとることが難しい活動を行う場合、又はウイルスの強い感染が観察される国土の特定地域に位置する場合において、特定の種類の施設及び集会場の一時的閉鎖。具体的には、ショッピングセンター、レストラン、酒場、映画館、集会所、ホテル、スポーツセンター等が想定される。

(iii) 集会等の制限 (第1条 I 3°)

公道上又は公共の場所で行われる人の集合⁷、集会及び活動の制限。ただし、届出義務にのっとり、公道上で行われるデモには、制限を加えない。

(iv) 航空機利用時のウイルス検査の義務化 (第1条 I 4°)

フランスの本土又は海外公共団体⁸を発着地とし、公共の航空交通機関を用いて移動する者に対する、新型コロナウイルス感染症に感染していないという検査結果の提出の義務化。

(2) 罰則 (第1条 VII)

(1) の義務に違反した場合は、第4級の違警罪の罰金 (原則として135ユーロ⁹。納付が遅れた場合375ユーロ) に処する。15日以内に再びこの違反を行った場合は、第5級の違警罪の罰金 (原則として1,500ユーロ) に処する。30日以内に違反を3回以上繰り返した場合は、6か月の拘禁刑及び3,750ユーロの罰金に処する。

(3) 一部の海外県における公衆衛生上の緊急事態の延長 (第2条)

海外県である仏領ギアナ (Guyane française) 及びマヨット (Mayotte) では、新型コロナウイルスの強い感染が継続していたので緊急事態を2020年10月30日まで延長した。ただし、感染の状況が落ち着いてきたため、同年9月16日には緊急事態解除のデクレが発出された¹⁰。

参考文献

- Marie Guévenoux, *Assemblée nationale Rapport*, n° 3092, 2020.6.15. <http://www.assemblee-nationale.fr/dyn/15/rapports/cion_lois/115b3092_rapport-fond.pdf>
- Philippe Bas, *Sénat Rapport*, n° 540, 2020.6.22. <<https://www.senat.fr/rap/119-540/119-5401.pdf>>

⁶ 三輪 前掲注(2), p.7.

⁷ rassemblement de personnes. 必ずしも組織的ではない集まり。人ばかり、群衆とも訳される。

⁸ 海外県 (グアドループ (Guadeloupe) 等) 及び海外準県 (サンピエール・エ・ミクロン (Saint-Pierre-et-Miquelon) 等)。

⁹ 1ユーロは約125.1円 (令和2年10月分報告省令レート)。

¹⁰ Décret n° 2020-1143 du 16 septembre 2020 mettant fin à l'état d'urgence sanitaire à Mayotte et en Guyane. <https://www.legifrance.gouv.fr/download/pdf?id=x8h1GMsZOJg0LaYPI2_MCaE7zNsiFZL-4wqNyqoY-CA=>>